

第 1 編 環境影響評価

第1章 事業計画の概要

1.1 事業の名称

松本市新一般廃棄物最終処分場整備事業

1.2 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地

1.2.1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地

名 称 : 松本市

氏 名 : 市長 臥雲 義尚

所在地 : 長野県松本市丸の内 3 番 7 号

1.2.2 生活環境影響調査実施主体の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地

名 称 : 松本市

氏 名 : 市長 臥雲 義尚

所在地 : 長野県松本市丸の内 3 番 7 号

1.2.3 方法書作成業務受託者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地

名 称 : 株式会社 環境技術センター

氏 名 : 代表取締役 齊藤 和彦

所在地 : 長野県松本市大字笹賀 5652-166

1.3 事業の種類

廃棄物処理施設の建設（一般廃棄物最終処分場）

1.4 事業の目的、必要性

松本市エコトピア山田（以下、「現処分場」という。）は、松本市が管理運営している一般廃棄物最終処分場である。昭和 45 年に埋め立てを開始し、昭和 62 年に将来にわたる埋立容量を確保するため、埋立地の拡張及び浸出液処理施設の整備を行って、これまで供用してきた。現在の施設概要を表 1.4.1 に示す。

1.4.1 埋立容量の確保

現処分場の施設全体容量は 733,000m³ であり、令和 2 年度末時点で 318,926m³ の残余容量であった。この残余容量を年間の最終処分量見込みで除した計算上の埋立可能年数は 50 年程度であるが、松本市は廃棄物の種類ごとに区画を分けて埋め立てる区画埋立を行っているため、埋立区画ごとの残余容量が埋立可能年数を規定することとなる。現在の区画埋立を継続する場合、焼却灰区画において 2025 年度（令和 7 年度）には満杯になる見込みであるため、区画の変更、最終処分場の新設等の対応が必要となっていた。

1.4.2 長期的に安全・安心な施設

現処分場は供用開始から 54 年が経過し、その期間中に最終処分場に適用される法令が改正されている。法令の改正の度に、都度対応するよう構造・施設面での改修は行っていたが、今後も長期に安全・安心な施設として使用するために、現処分場敷地内に新たに一般廃棄物最終処分場を建設することによる施設の再整備を計画するものである。

表 1.4.1 現処分場（エコトピア山田）の施設概要

項 目	内 容
施設の種類	一般廃棄物最終処分場
所在地	松本市島内 9444-2
一般廃棄物の種類	設置届出書 : 不燃物、プラスチック、焼却灰等、上下水道汚泥 平成 15 年変更設置届 : 焼却灰、埋立ごみ、破碎残渣 平成 24 年度以降 : 焼却灰、陶磁器類
埋立開始	昭和 45 年 2 月
供用開始	昭和 62 年 4 月 1 日（設置届出書上の供用開始）
総面積	122,473m ²
埋立地の規模	埋立面積 : 51,500m ² 埋立容量 : 733,000m ³ 埋立残余容量 : 318,926m ³ （令和 2 年度末時点）
埋立方法	サンドイッチ・セル方式
埋立構造	準好気性埋立
貯留構造物	コンクリート重力式擁壁（H=16m、L=41.4m）
遮水工	鉛直遮水工（カーテングラウト 透水係数 $1 \times 10^{-4} \sim 5 \text{cm/s}$ L=22m×2 列 82 本（コンクリート重力式擁壁左岸側 52 本、右岸側 30 本） 表面遮水工（遮水シート t=1.5mm+不織布 A=約 2,100m ² ）
雨水集排水施設	右岸：上流から（HP φ 900→HP φ 1100→）Hi-P1400×1200→U1300×1300 →HP φ 1350→合流桝→雨水放流管 L=577.5m U-700→雨水排水槽 L=337.4m 左岸：上流から U-700→減勢工 L=249.7m（浸出水処理施設周辺含まず） 雨水放流管：HP φ 1350 L=307m
浸出水集排水設備	汚水集水管：有孔 HP φ 450（幹線）L=204.85m φ 300（枝線）L=66.3m 汚水導水管：無孔 HP φ 450 L=192.5m 集水井：ライナープレート φ 3500 H=12.0m 水平ボーリング：VP φ 75×5 本（L=20m×1 本、30m×2 本、50m×2 本）
埋立ガス処理施設	法面ガス抜き管：蛇籠 φ 450 L=686.5m 立上げガス抜き管：ポリエチレンネット（丸型）×3 本 3 箇所 ストレーナー管 SGP200A×9 本 9 箇所
モニタリング施設	地下水モニタリング井戸（旧上流井戸）：VP φ 75 L=49.73m （新上流井戸）：VP φ 50 L=40.45m （西側井戸）：VP φ 50 L=30.23m （下流井戸）：VP φ 50 L=50.40m
飛散防止施設	ネットフェンス H=1.8m
浸出水処理施設	処理能力：120m ³ /日 処理方式：最初沈殿＋脱窒素接触酸化＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭吸着＋滅菌 ※平成 13 年度より、ろ過処理後に下水道放流（平成 16 年度より、無処理で下水道放流）

1.5 事業の内容

1.5.1 処分場整備に至る検討経緯

(1) 新基準（構造基準）への適合

現処分場は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号；以下、「廃掃法」という。）の公布、施行より前に整備・埋立開始された処分場であるため、廃掃法の施行当時は法の適用を受けない処分場であったが、昭和 59 年 12 月に着手した拡張整備の際に、廃掃法の適用を受ける処分場となった。

平成 10 年 6 月に「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和 52 年総理府・厚生省令第 1 号；以下、「基準省令」という。）が公布され、適用されることとなったが、基準省令の公布以前に供用を開始していた「既存の処分場」に該当したため適用は部分的であった。

前述の通り、現処分場では、法令に適合する処分場として運用を行ってきた。今後 50 年程度は埋立が可能な埋立容量があるため、当面の間、埋立を継続することが可能であるが、環境保全の観点から、新設の最終処分場に求められる「新基準（構造基準）への適合」を念頭に、埋立地全面に表面遮水工を備えた処分場を新たに整備する。

(2) 埋立残余年数の延長

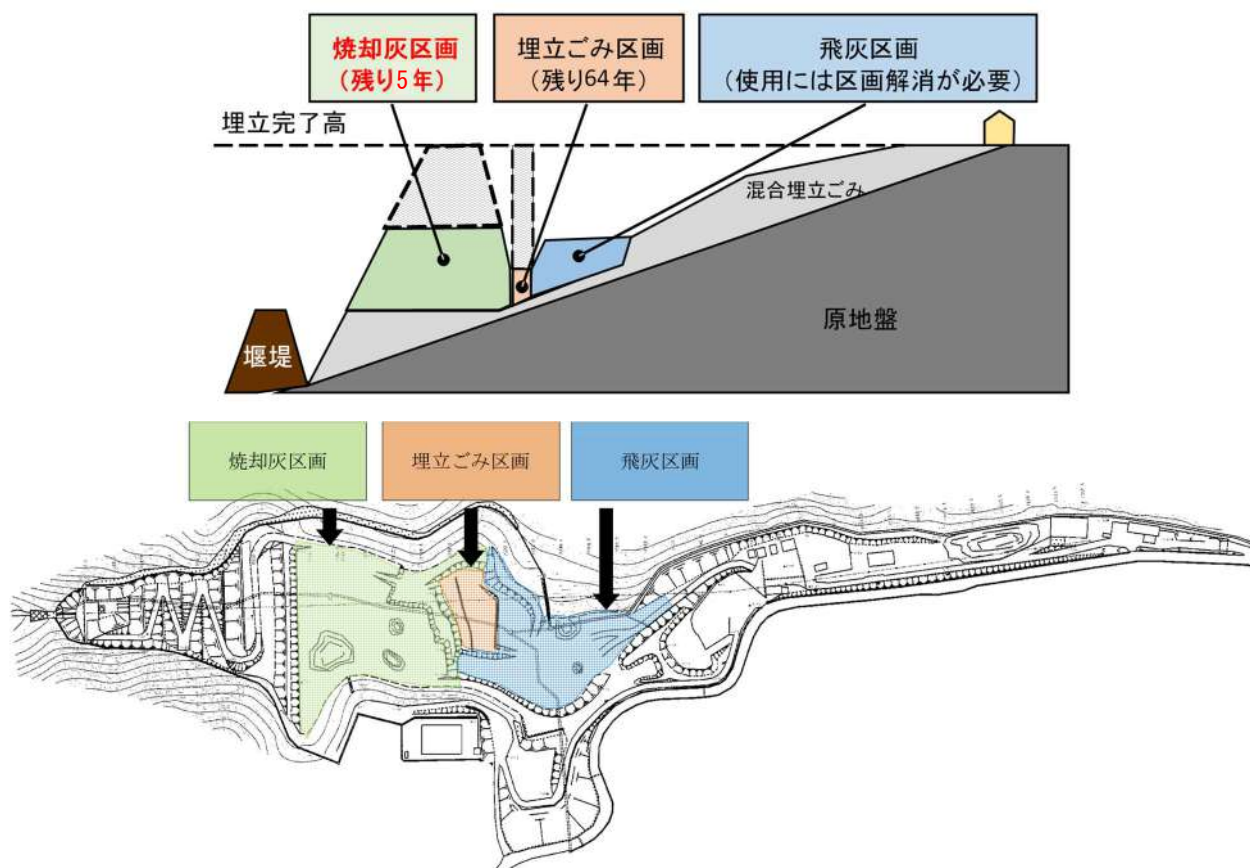
現処分場では、将来における埋立物の掘り起こし・再資源化の可能性を視野に入れ、廃棄物の種類ごとに区画を分けて埋め立てる区画埋立を行っていた。埋立品目の内容を表 1.5.1 に、埋立区画の概要を図 1.5.1 に示す。

松本市は平成 11 年度以降、処分場の埋立区画を焼却灰区画、埋立ごみ区画、飛灰区画の 3 つに分けて運用していた（平成 24 年度からは飛灰の搬入は中止）。このうち焼却灰及び飛灰は、松塩地区広域施設組合の松本クリーンセンターで焼却処理した可燃ごみの残渣である。埋立ごみはガラス・陶磁器を主体とする資源化していない不燃ごみである。焼却灰と飛灰が混合しないよう埋立ごみ区画を間に設けているが、埋立ごみの量が少ないために「間仕切り」としての機能を果たせていなかった。区画を解消しない限り、焼却灰区画の残余年数が処分場全体の埋立可能年数を規定する状況となっていたため、埋立区画の再構成を行い、残余年数の延長を図る。

表 1.5.1 令和 5 年度末における現処分場（エコトピア山田）の実施事業

項 目	区 画	内 容	搬入元
破碎、埋立	埋立ごみ区画	ガラス類、陶磁器類	埋立終了 民間委託で処分
埋立	焼却灰区画	焼却灰（可燃ごみ焼却残さ）	埋立終了 松本クリーンセンターから民間 委託で処分
	飛灰区画	飛灰（可燃ごみ焼却残さ） （平成 11 年度から平成 23 年度まで）	
破碎、保管	ストックヤード	使用済蛍光灯	受け入れ終了
保管	ストックヤード	使用済み乾電池、体温計、金属類、 スプリング入り製品	

全体の埋立可能年数:50年程度



※埋立可能年数は令和2年度末のもの

図 1.5.1 埋立区画の概要

(3) 最終処分場の整備手法の検討経緯

最終処分場の整備にあたっては、上記(1)及び(2)に示した2つの課題を解消するとともに、周辺への環境影響や事業の経済性など様々な要素を考慮する必要がある。

松本市は、平成30年度に最終処分場の構造、規模及び既存の廃棄物の扱いが異なる事業計画の複数案を作成して比較検討を行った。その結果、現処分場の埋立を終了し処分場を廃止した上で、敷地内に新たなオープン型の最終処分場を整備する案が、環境面、経済面などから最もバランスのとれた案であるとの判断に至った。選定した事業計画案について、平成31年2月に議会承認を受け、3月には地元地区である島内山田町会に説明し、同意を得て事業計画案を決定した。

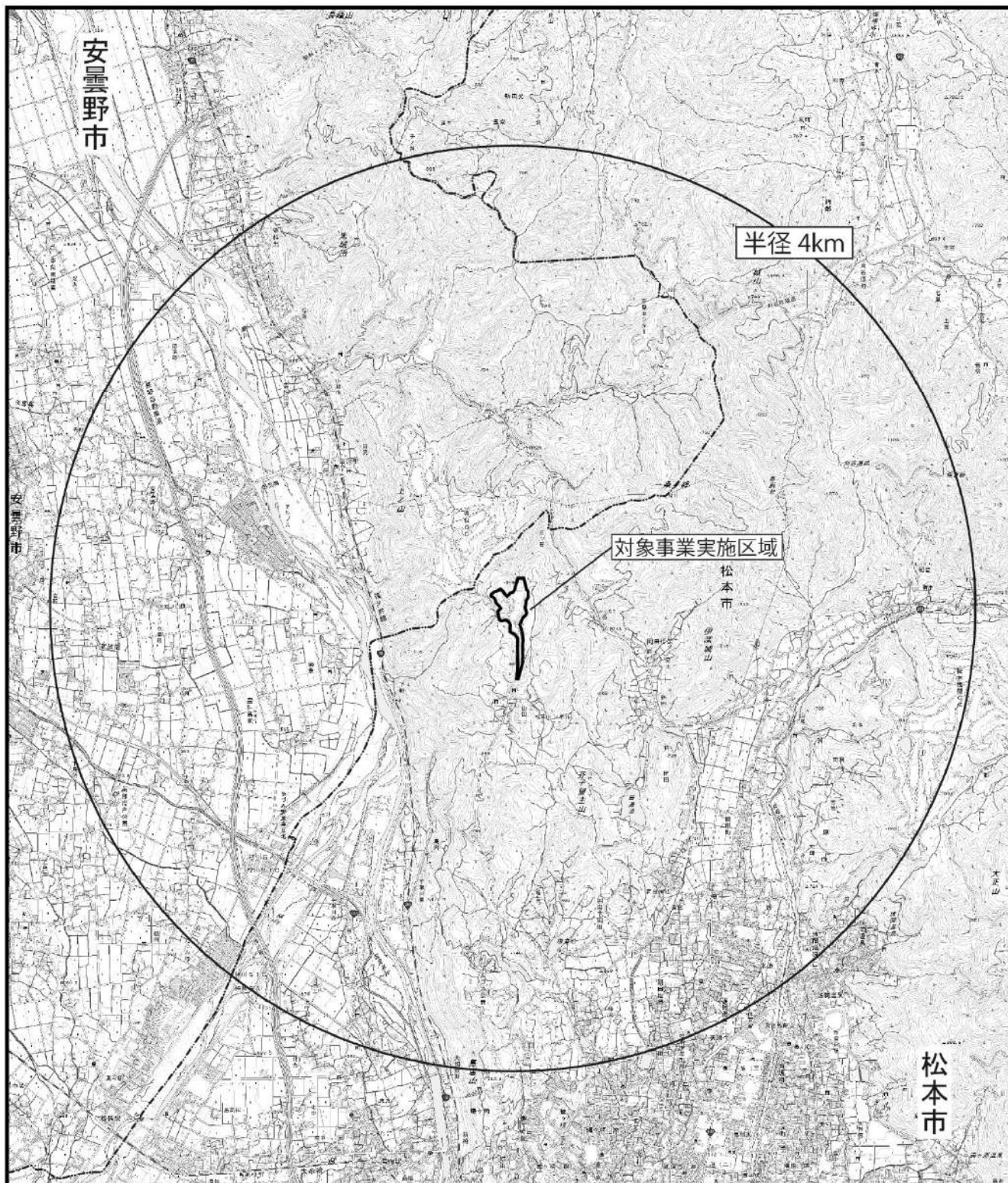
1.5.2 対象事業実施区域の位置

事業を実施する区域（以下、「対象事業実施区域」という。）の位置は松本市島内 9444-2 他であり、図 1.5.2 及び図 1.5.3 に示すとおりである。

対象事業実施区域は、北流する犀川の東側、城山丘陵に位置しており、松本市島内地区の山田地区の集落に隣接している。集落は山田地区の他に、東側約 600m に杏（からもも）地区、西側約 1km に下田地区、北側約 1.2km に安曇野市大口沢地区がある。

地形的には、北側へ流下する大口沢の支流の谷に位置しており、対象事業実施区域の西側と東側は概ね尾根に囲まれ、南側は尾根の狭窄部によって山田地区との間が隔てられている。

対象事業実施区域の多くの部分は、現在のエコトピア山田の敷地内であり、市有地となっているが、北西側の山林を新たに取得し、土取場として敷地を拡張する計画である。



凡 例

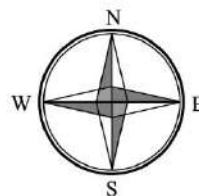


対象事業実施区域



市境

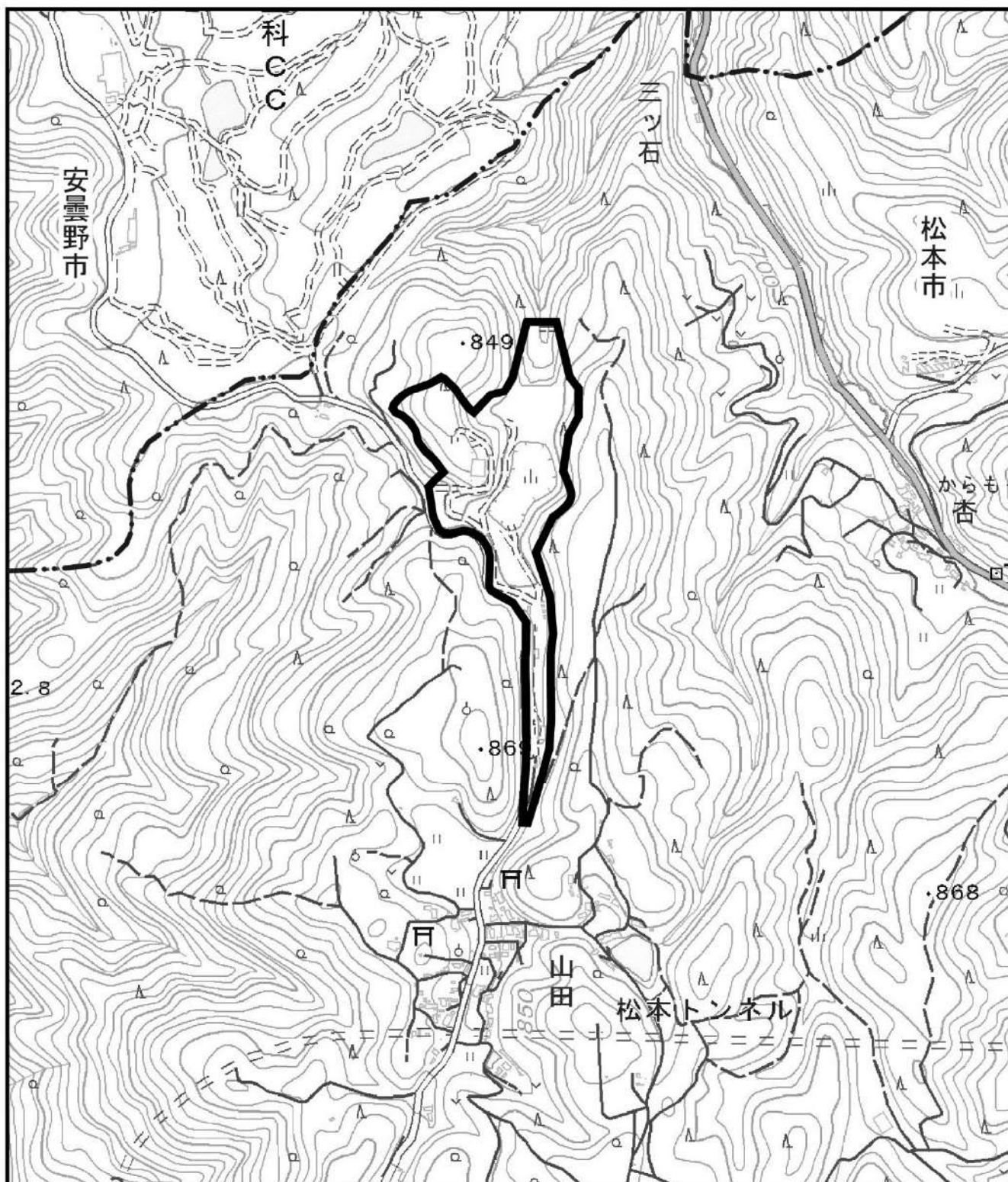
図1.5.2 対象事業実施区域の位置



Scale 1/50,000

0 1,000 2,000 3,000m

この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。

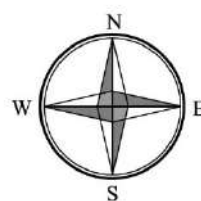


凡 例

対象事業実施区域

 - - - 市境

図1.5.3 対象事業実施区域の位置



Scale 1/10,000
 0 200 400 600m

この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。

1.5.3 事業の規模

計画施設の規模等は表 1.5.2 に示すとおりである。

計画施設は現処分場の敷地内に建設するため、埋立容量と埋立面積は現処分場よりも減少する。また、一部土取場として敷地を拡張するため、敷地面積は増加する計画である。

なお、令和 2 年度から令和 3 年度にかけて全体基本計画により検討した結果、埋立容量と埋立可能年数が、また、令和 4 年度から令和 5 年度にかけて基本設計により検討した結果、埋立面積、埋立容量、埋立期間、埋立可能年数がそれぞれ当初計画から変更となっている。

表 1.5.2 計画施設の規模等

種 類	項 目	内 容
一般廃棄物 最終処分場	敷地面積	132,218m ² (現処分場から 9,745m ² の増加)
	処理する廃棄物の種類	【埋立】 ガラス類・陶磁器類 焼却残さ（焼却灰、飛灰）
	埋立面積	21,260m ²
	埋立容量	約 208,000m ³ (全体) 約 206,500m ³ (底面保護土を除いた埋立容量)
	埋立期間、埋立可能年数	令和 10 年度～令和 26 年度、約 17 年間
	埋立終了後の跡地利用	未定

1.5.4 事業計画の概要

(1) 事業計画の概要

事業計画の概要を表 1.5.3 に、全体配置計画を図 1.5.4 に示す。

現処分場の廃棄物を、下流側（北側）に片寄せた形で埋立作業・整地を行った上で廃止し、上流側（南側）の空いたスペースに新たに最終処分場を整備する計画である。新処分場の整備にあたって発生した土砂は再利用するとともに、北西側の山林 9,745m² を土取場として用地取得し、土砂 103,528m³ を確保する。

新処分場は、埋立地全面に表面遮水工を設置するとともに、移動させた既存廃棄物の上面にはキャッピングを行い、雨水の浸透を抑える。

表 1.5.3 事業計画の概要

概要	既存廃棄物片寄せ・上流側に新処分場整備（オープン型）
手法	現処分場廃止／敷地内新処分場整備
概要	既存廃棄物を下流側に片寄せた形で埋立作業・整地を行い、現処分場を廃止した後に上流側に新処分場を整備する。
埋立形式	オープン型最終処分場
埋立方法	サンドイッチ・セル方式
埋立構造	準好気性埋立構造
遮水工施設	二重遮水シート構造 （保護材＋遮水シート＋中間保護材＋遮水シート＋自己修復材）
漏水検知	埋立地全体を検知範囲とした電氣的漏水検知システム
浸出水処理能力	新処分場：60m ³ /日、現処分場：60m ³ /日 合計 120m ³ /日
浸出水放流先	下水道放流
表面遮水工の施工	廃棄物を移設し空いたスペースに表面遮水工を設置して新処分場を整備する。下流側の既存廃棄物には上面にキャッピングを行い（遮水シートで覆う）、既存廃棄物への雨水浸透を抑える。
土砂の搬出／搬入	既存の土砂は再利用する。 埋立地の形成のため、北西側の山林から盛土材 103,528m ³ を確保する。
主な施設	搬入道路、管理道路、場内道路 貯留構造物、遮水工 地下水集排水施設、浸出水集排水施設、浸出水処理施設 モニタリング井戸（現処分場 3 箇所、新処分場用に 4 箇所を新設） 既存廃棄物観測井戸（新設） 洗車設備（2 箇所）飛散防止設備（ネットフェンス） 現処分場のキャッピング（シート工法） 重機車庫棟（新設）、トラックスケール（更新） 管理棟（継続使用）、ストックヤード（継続使用）

エコトピア山田再整備事業 全体配置計画 《実施設計》

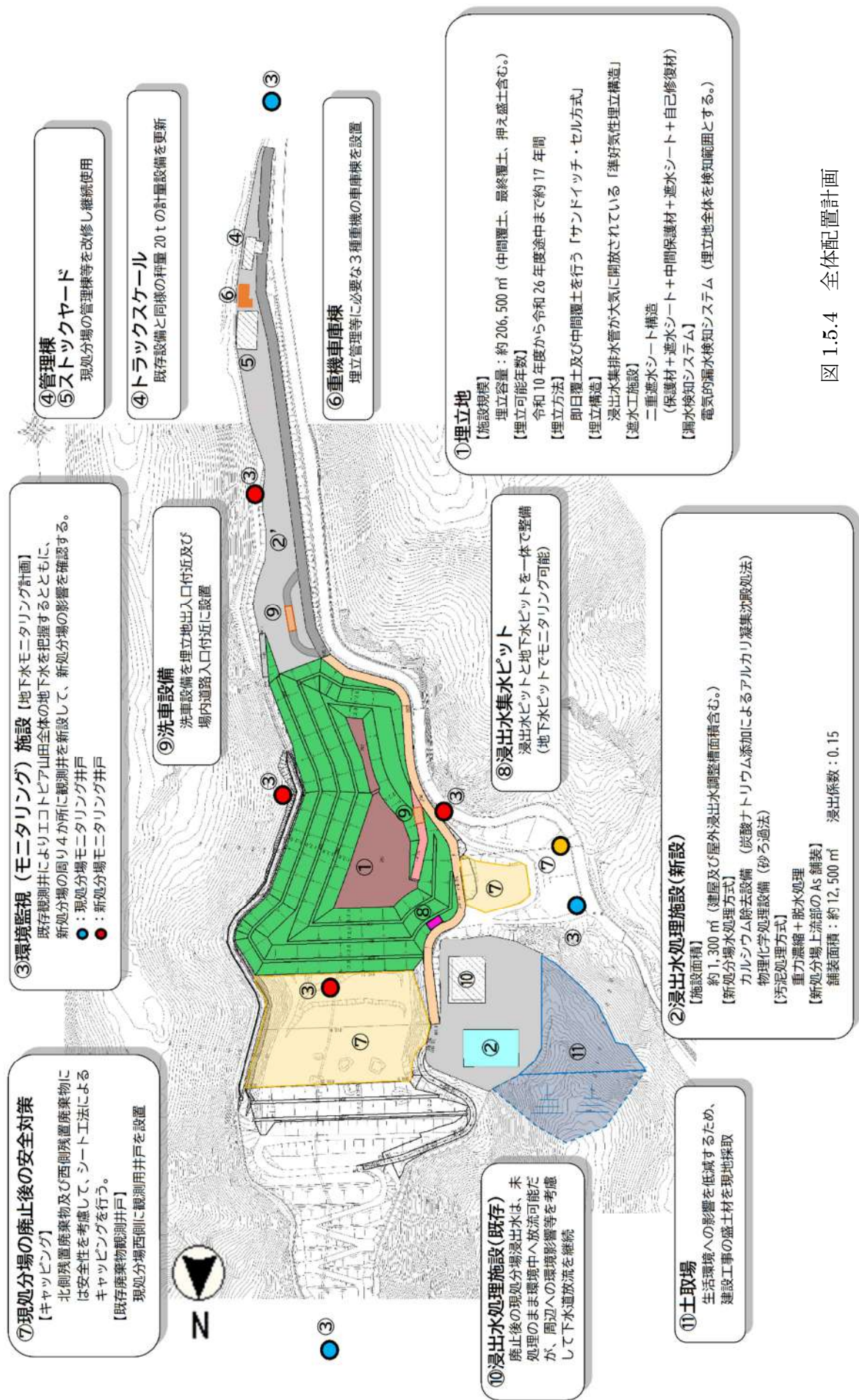


図 1.5.4 全体配置計画

(2) 主要設備の概要

最終処分場の主要設備の概要を表 1.5.4 に示す。

表 1.5.4 主要設備の概要

設備	項目	構造等
埋立地	貯留構造物	堰き止めタイプの盛土ダム形式
	表面遮水工	【遮水構造】 二重遮水シート構造 【シート材料】 メタロセン系ポリエチレン(M-LLDPE) 【保護材】 短繊維不織布（反毛フェルト） 【環境監視】 電氣的漏水検知システム 【自己修復材】 ベントナイト系自己修復材 または高分子系自己修復材
地下水集排水施設	集排水管	有孔ポリエチレンダブル管
	地下水ピット	浸出水ピットと一体で整備
	地下水放流先	常時、浸出水処理施設に導水
浸出水集排水施設	集排水管	分枝型、有孔ポリエチレンダブル管
	浸出水ピット	浸出水ピットと一体で整備 ポンプアップして浸出水処理施設に排水
浸出水処理施設	施設規模	約 60 m ³ /日
	水処理方式	カルシウム除去設備（アルカリ凝集沈殿処理法） 物理化学処理設備（砂ろ過法）
	汚泥処理方式	重力濃縮＋脱水処理
	放流先	下水道放流
雨水集排水施設	排水経路	外周水路、側溝により既存水路経由で河川放流
埋立ガス処理施設	集排水管	有孔ポリエチレンダブル管
	ガス抜き管	法面ガス抜き管、堅型ガス抜き管
モニタリング施設	既存観測井	上流、下流、西側の 3 箇所地下水质を継続監視
	新設観測井	上流、下流、東側、西側の 4 箇所地下水质を監視
道路設備、洗車設備	道路設備	搬入道路、場内道路、管理道路を場内に整備
	洗車設備	プール式の洗車場を設置
キャッピング工	シート	ガス通気性・雨水防水キャッピングシートを基本とする
土取場	面積	9,745 m ² を土取場として新たに取得
	採取土量	103,528 m ³ を確保する見込み
その他場内施設		管理棟及びストックヤードを改修、トラックスケールを更新、重機車庫棟を場内南側に新設 埋立地外周にネットフェンスを設置

1) 埋立地（貯留構造物）

埋立地の形状を図 1.5.5、図 1.5.6 に示す。埋立面積は 21,260m²、埋立容量は約 206,500m³となる。

埋立地には、廃棄物の流出やごみ層の崩壊を防ぎ、埋め立てられた廃棄物を安全に貯留するため、貯留構造物を設ける。貯留構造物の構造は、現処分場と同じ「堰き止めタイプの盛土ダム形式」とする。

埋立地は、現処分場の既存廃棄物を移設し窪地となっている場所に成形し掘削及び盛土を行うが、一部既存廃棄物を残置している部分があるため、掘削した混合廃棄物を場外搬出処分する。盛土には土取場（ 1 1）土取場 参照、P1-22）から調達した土砂を用いる。

埋立地の成形に伴う掘削・盛土等の範囲を図 1.5.7 に示す。

2) 表面遮水工

廃棄物層の保有水や埋立地内に降った雨水による公共水域や地下水の水質汚濁を防止するため、遮水工を設ける。

表面遮水工の構造は、二重遮水シート構造とし、保護材、中間保護材の間に遮水シート 2 層を挟んだ構造とする。遮水シートは M-LLDPE（メタロセン系ポリエチレンシート）を、保護材には短繊維不織布（反毛フェルト）を採用する。

また、この構造に吸水して膨潤する自己修復材を加え、遮水シート破損時にも漏水が止まる仕組みとする。

更に、埋立地全体をカバーする形で電氣的漏水検知システムを採用して、万一漏水が生じた場合にも検知し、掘り起こして破損した遮水シートを補修する体制とする。

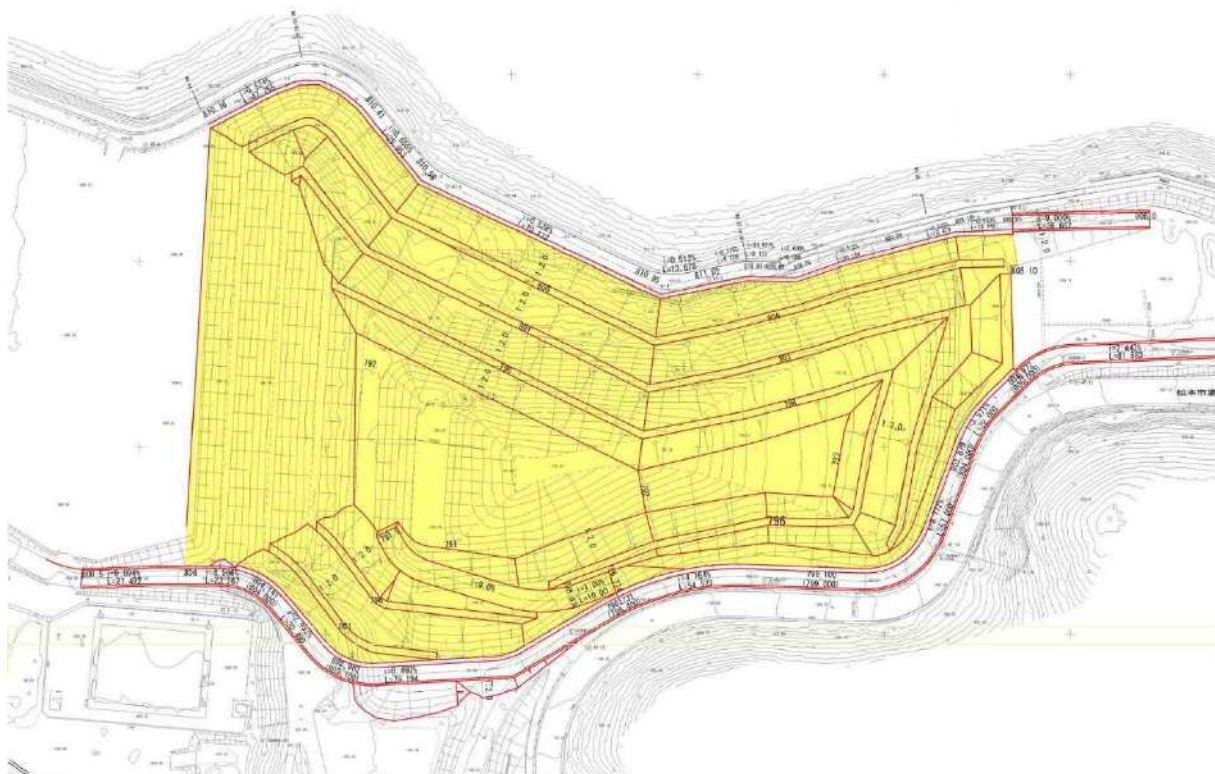


図 1.5.5 埋立地平面形状

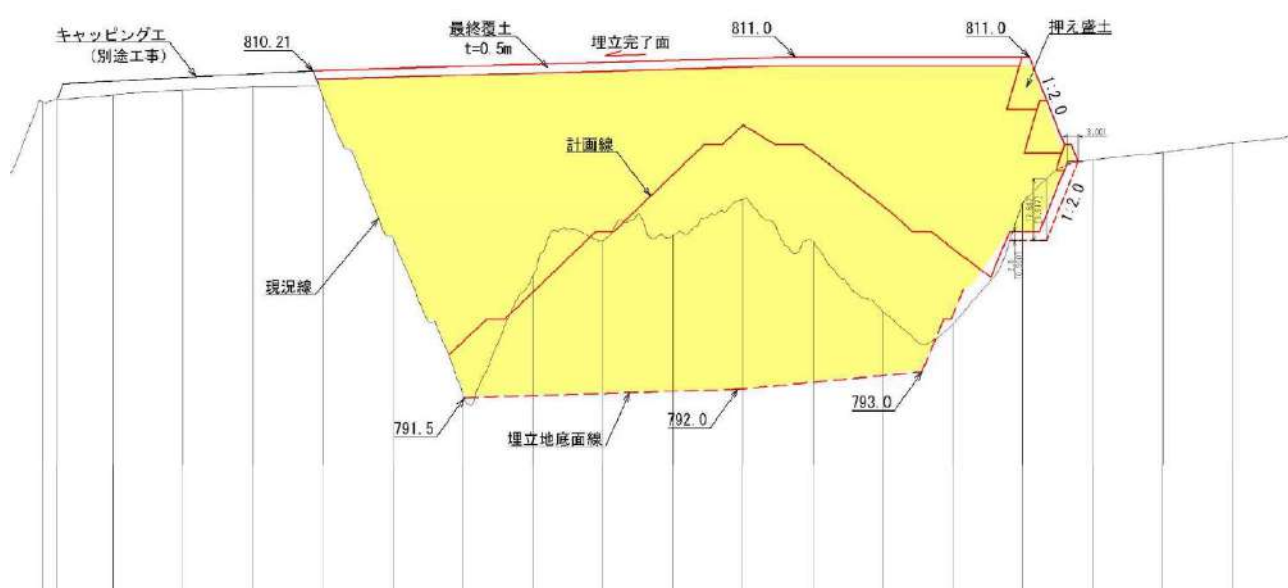


図 1.5.6 埋立地断面形状



3) 地下水排水施設

地下水集排水施設平面図を図 1.5.8 に示す。

遮水工下部や外周の地下水や湧水の排除が適切に行われないと、遮水工が破損することがあるため、地下水を排水するための地下水集排水施設を設ける。

集排水管は、幹線はφ200mm、支線はφ150mm のポリエチレンダブル管を用い、地下水集水ピットに流下させる。

地下水は、集水ピットよりポンプアップし、浸出水処理施設に排水する。なお、地下水集水ピットで水質モニタリングを実施し、地下水の水質に異状があった場合には、遮水シートの破損の有無を確認する。

4) 浸出水集排水施設

浸出水集排水施設等平面図を図 1.5.9 に示す。

埋立地内に降って廃棄物層に浸透した浸出水をできるだけ速やかに埋立地外に排除することによって、廃棄物層内を好氣的または準好氣的状態（酸素がある状態）に保ち廃棄物の分解を促進すると同時に、浸出水の水質悪化を防止するため、浸出水集排水施設を設ける。

配置形式は分枝形とし、有孔ポリエチレンダブル管を用いて、浸出水集水ピットに流下させる。

浸出水は、集水ピットよりポンプアップし、浸出水処理施設に送水して処理する。

5) 浸出水処理施設

地下水の集排水及び浸出水の集排水、処理の模式図を 1.5.10 に示す。

浸出水集排水施設によって集められた浸出水を、放流先の水域等を汚染しないよう処理するため、浸出水処理施設を設ける。

新処分場では、集水ピットから送水された浸出水を処理し、「廃棄物最終処分場の性能に関する指針について」（平成 12 年 12 月、生衛発 1903 号）及び松本市上下水道局の下水排除基準に適合するように処理した上で下水道放流する。加えて、配管や設備等のスケール付着を防ぐため、カルシウムの除去も行う。

なお、新設の浸出水処理施設と並行して、既存の浸出水処理施設を中継施設として使用する。浸出水の処理、放流のフロー図（新設、既設）を図 1.5.11 に示す。

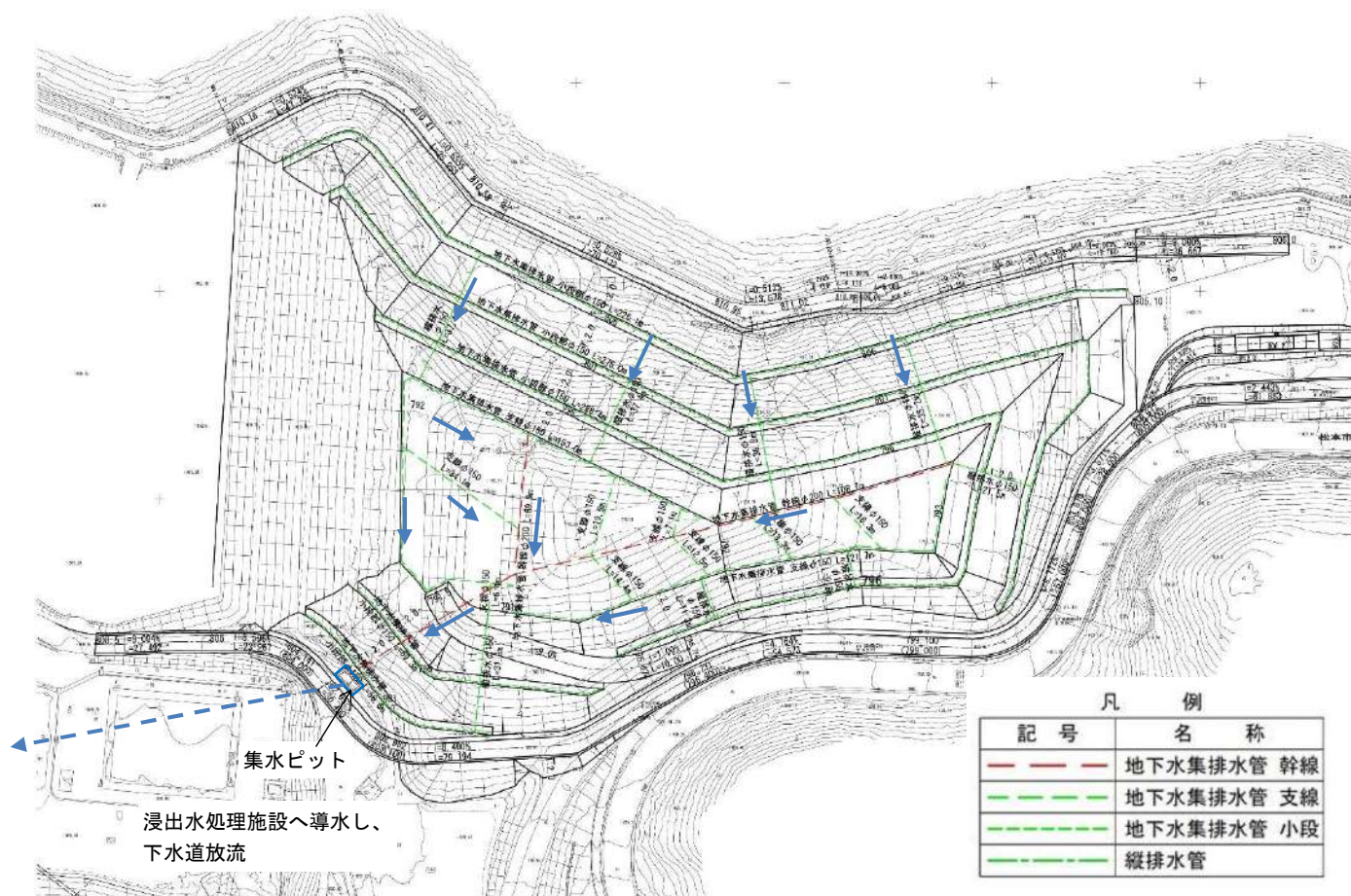


図 1.5.8 地下水集排水施設平面図

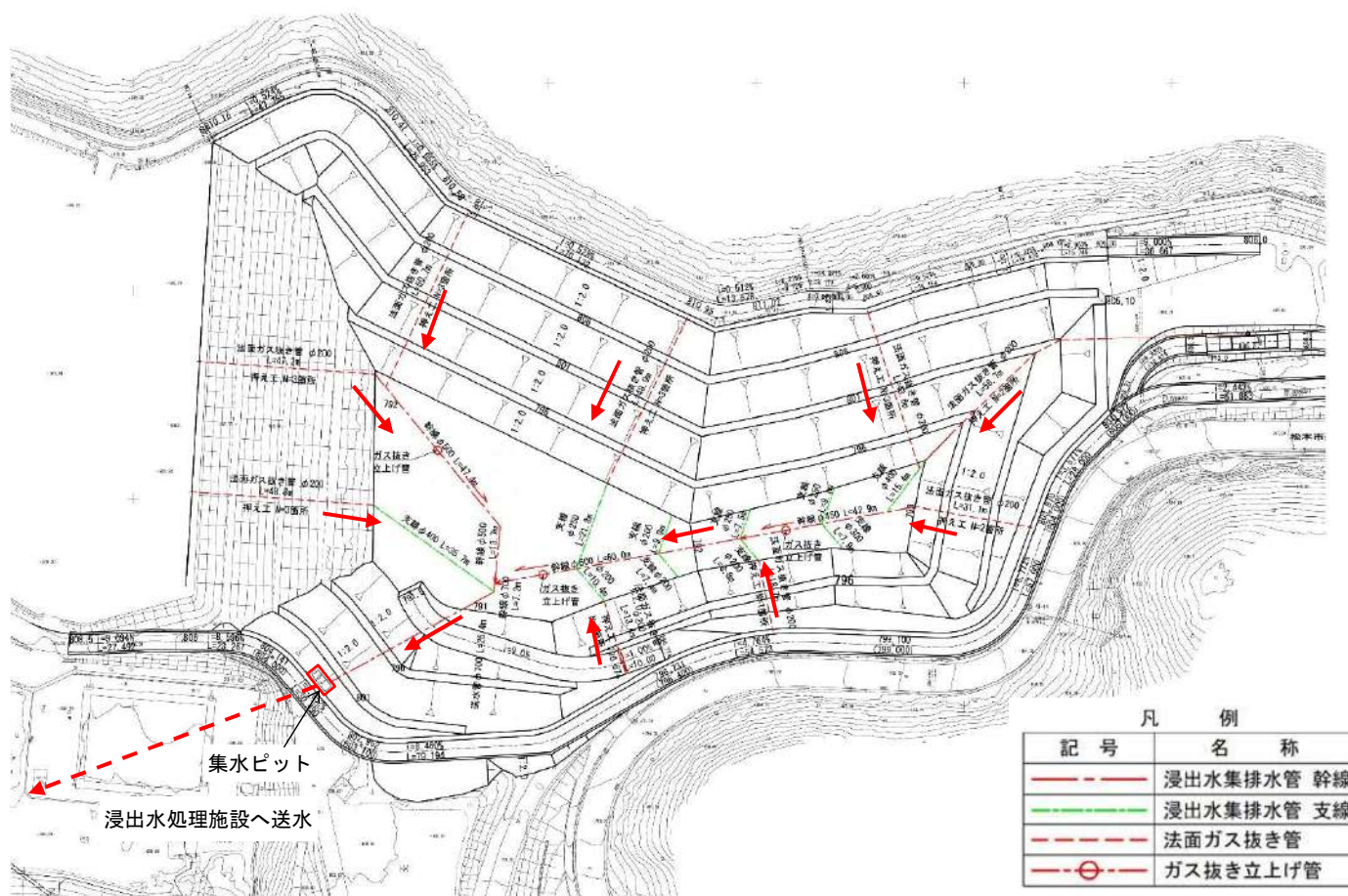


図 1.5.9 浸出水集排水施設及び埋立ガス処理施設平面図

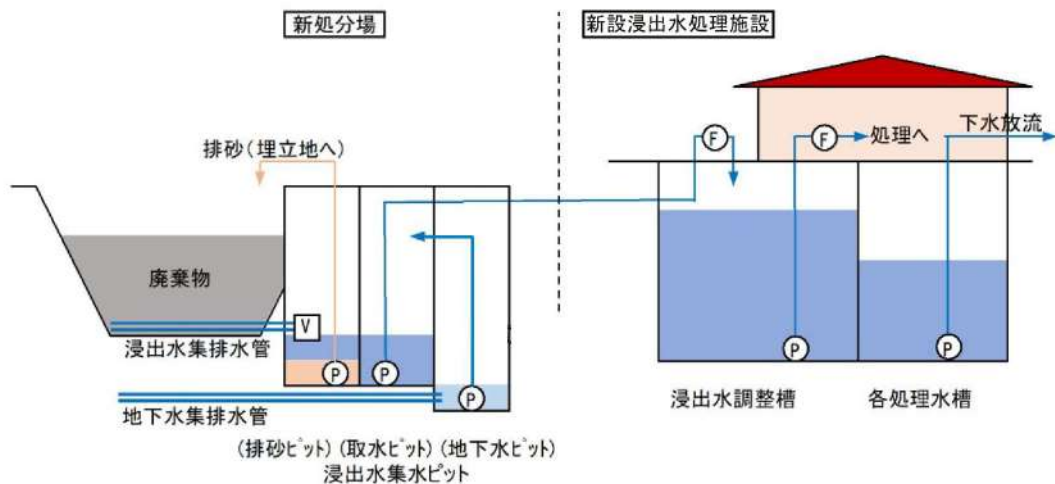


図 1.5.10 地下水の集排水及び浸出水の集排水、処理の模式図

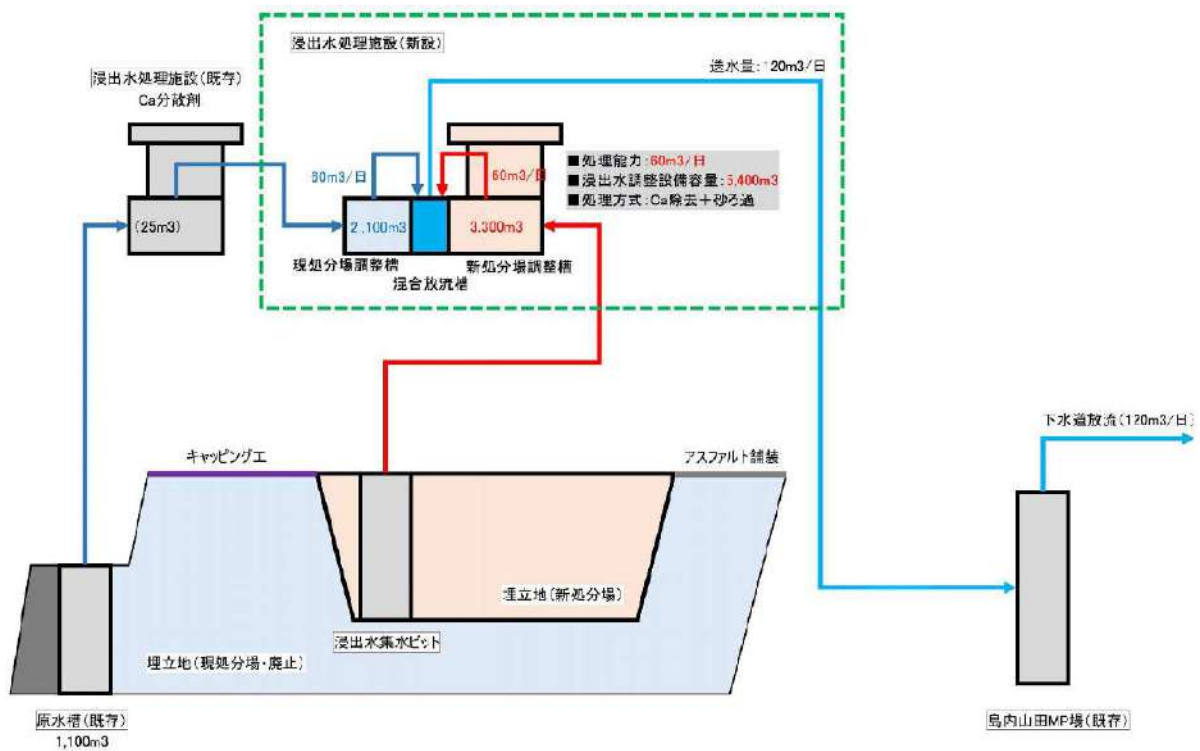


図 1.5.11 浸出水の処理、放流のフロー図（新設、既存）

6) 雨水集排水施設

雨水の排水経路を図 1.5.12 に示す。

場内の雨水は、埋立地外周に排水溝を設けて既存水路等に接続させ、排水する計画である。

埋立地に降った雨は浸透して浸出水として処理されるが、埋立地以外に降った雨は、埋立地の外周部（東側、西側）に設けた排水溝を通じて処分場下流側（南側）の河川に放流する。東側では側溝を通して直接河川に放流するが、西側では一旦市道を横切って道路側溝に流れた後、浸透枳を経由して、事業地北西部の地下にあるヒューム管を通して処分場下流側の河川に放流する。

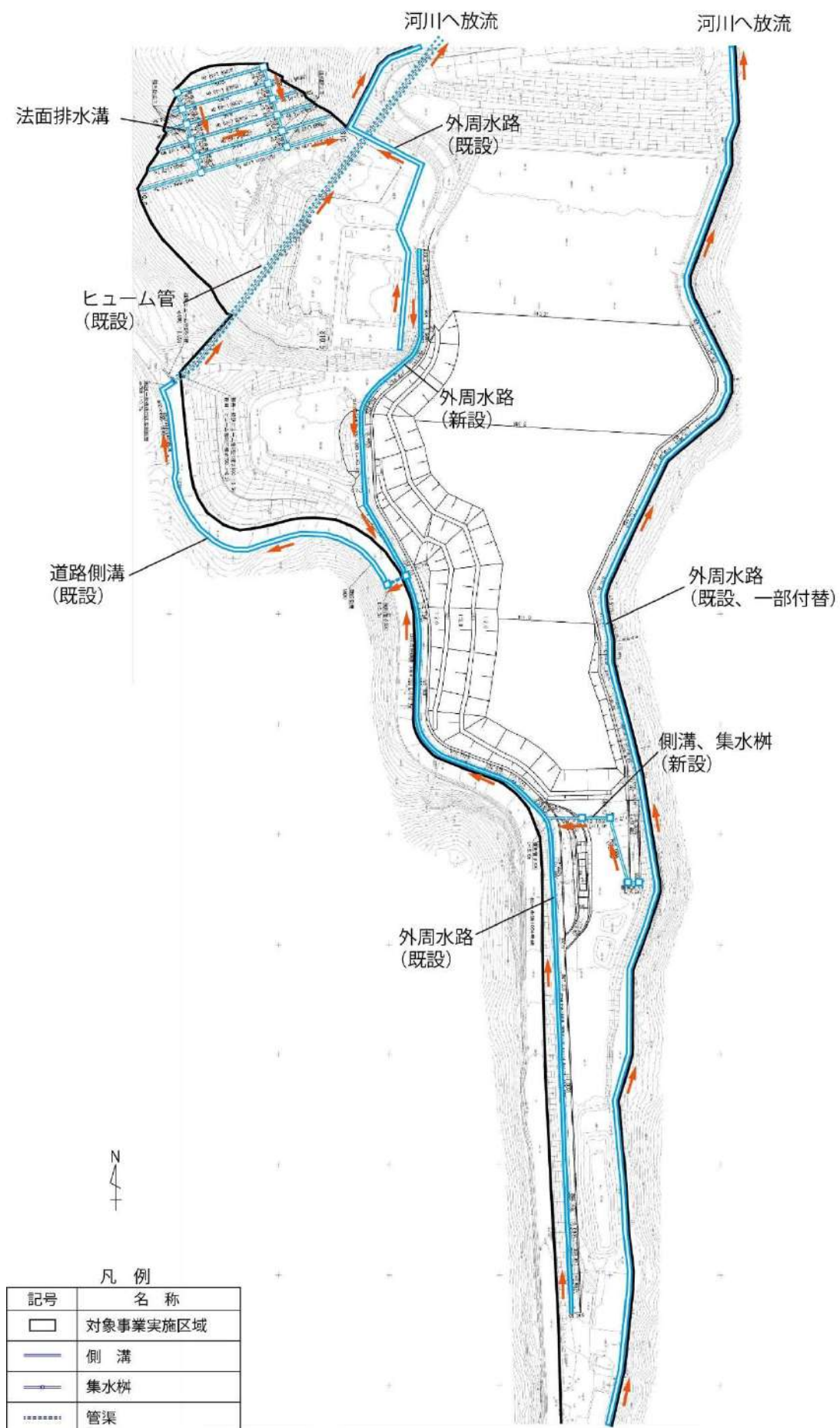


図 1.5.12 雨水排水経路

7) 埋立ガス処理施設

埋立地内の廃棄物が安定化する過程で埋立地から可燃性ガス、有害ガスなどの種々のガス（埋立ガス）が発生する。新処分場の埋立ガスを集めて処理し、埋立地の安定化に必要な空気を供給するため、ガス処理施設を設ける。

埋立ガス処理施設の平面図を図 1.5.9（前出、P1-16）に示す。

埋立ガスのガス抜き管は、有孔ポリエチレンダブル管を使用し、浸出水集排水管と共用とする。各所に堅型ガス抜き管及び法面ガス抜き管（図 1.5.13 参照）を設け、埋立ガスを大気中に放出する。

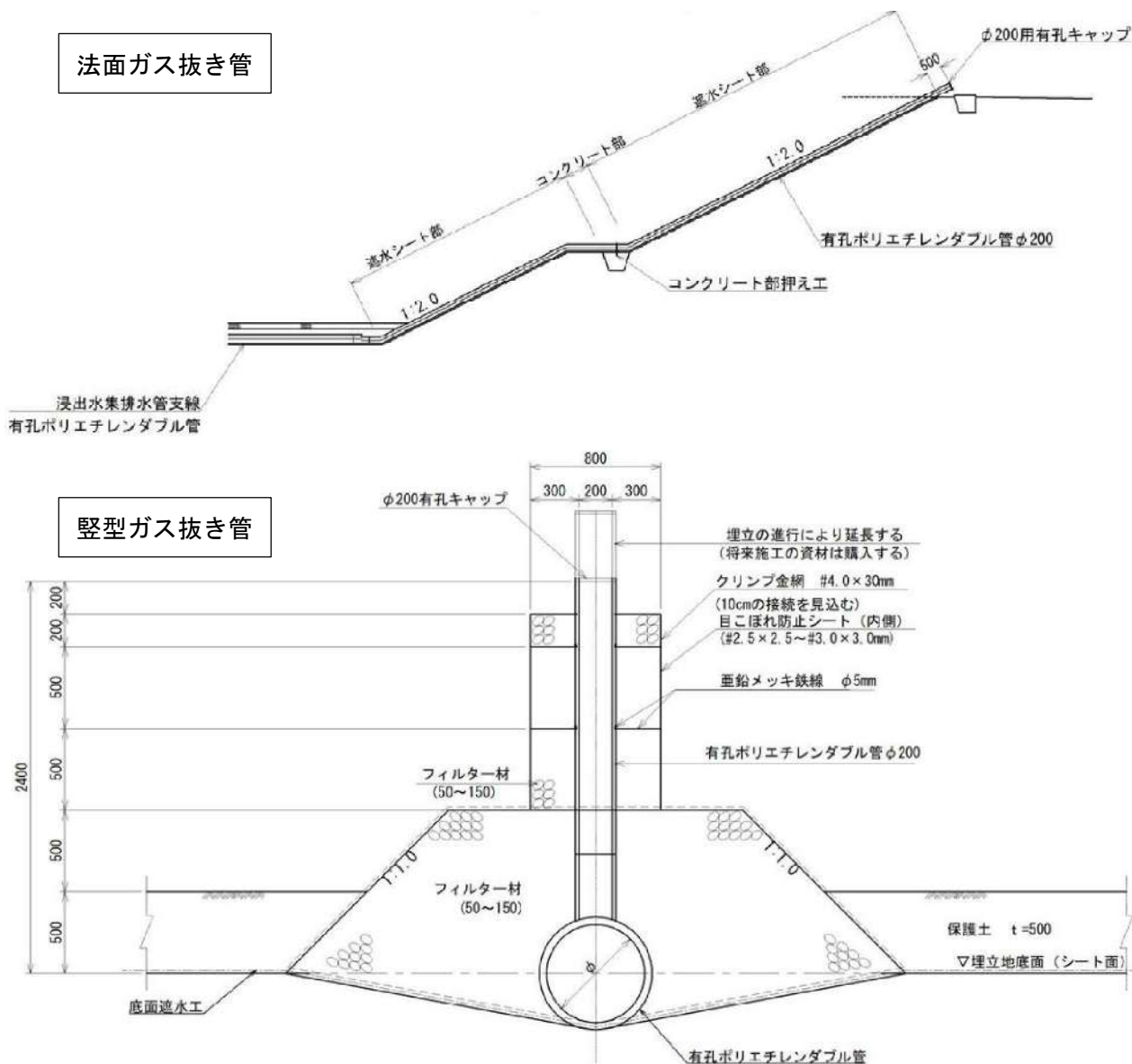


図 1.5.13 法面ガス抜き管、縦型ガス抜き管の構造

8) 監理（モニタリング）施設

周辺地下水への影響がないことを確認するため、監理（モニタリング）施設を設置して、監視を行う。新処分場では4箇所（上流、下流、東側、西側）の観測井で地下水質を定期的に監視する。なお、下流は既存ガス抜き管を利用する。また、現処分場の既存の観測井（上流、下流、西側）についても同様に地下水質を定期的に監視する。

新処分場の観測井の位置を図 1.5.14 に、観測井の構造を図 1.5.15 に示す。

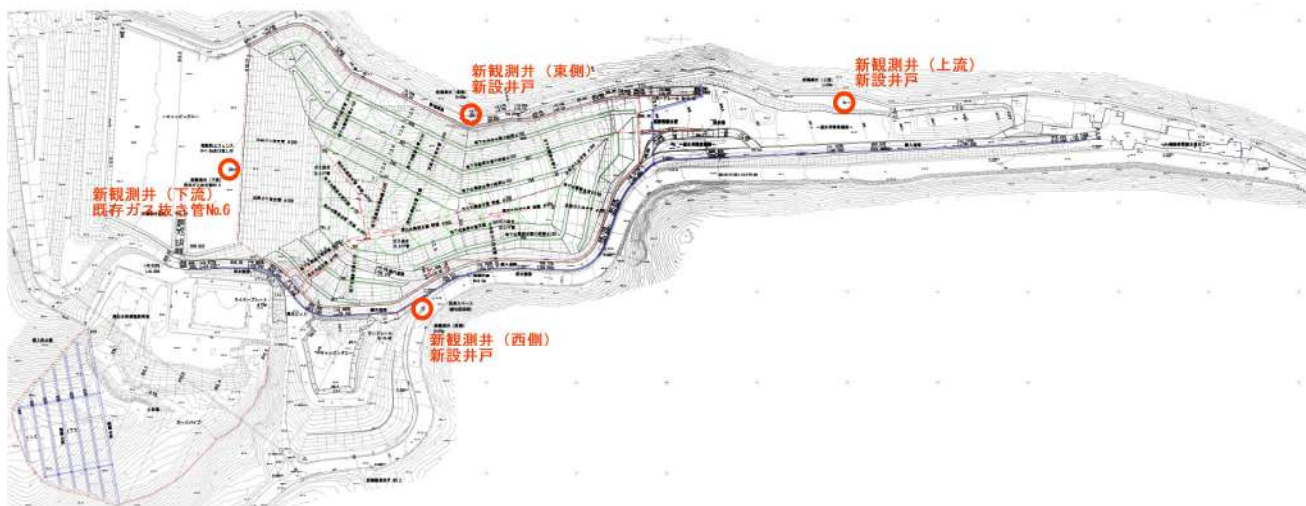


図 1.5.14 観測井の位置

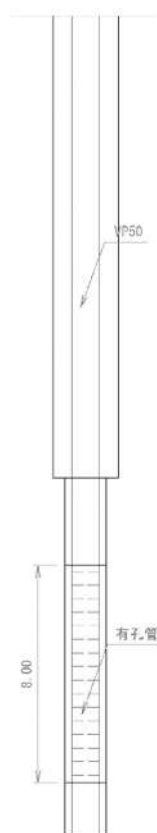


図 1.5.15 観測井の構造

9) 道路設備、洗車施設

場内に新たに搬入道路、場内道路、管理道路及び洗車設備を整備する。

各道路の役割を表 1.5.5 に、新設する道路及び洗車設備の位置を図 1.5.16 に示す。

また、洗車設備（例）の構造を図 1.5.17 に示す。

洗車設備は、廃棄物運搬車両の搬入道路に隣接して配置するが、埋立地に出入りする場内道路出入口にも洗車スペースを設け、埋立地外への土等の持ち出しを抑制する。

表 1.5.5 整備する道路の種類と用途

種類	用 途
搬入道路	廃棄物運搬車両が搬入のために通行する道路。 敷地の出入口から埋立地までの区間。
場内道路	廃棄物運搬車両が埋立地内に侵入するための道路。 埋立の進行に伴い埋立地内に埋没する道路。
管理道路	最終処分場の各施設の日常管理、保守・点検、防火・安全監理、材料等の搬入のための道路。

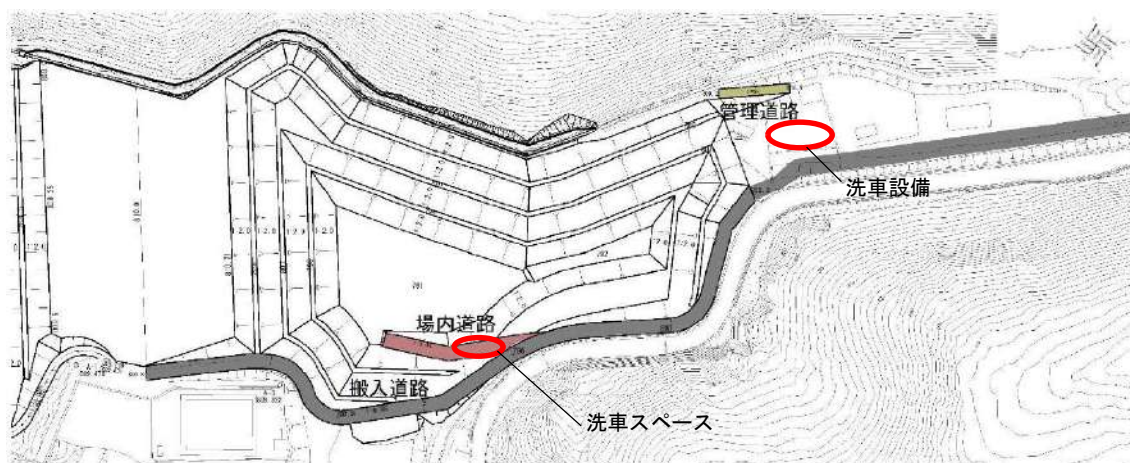


図 1.5.16 新設する道路及び洗車設備（例）の位置

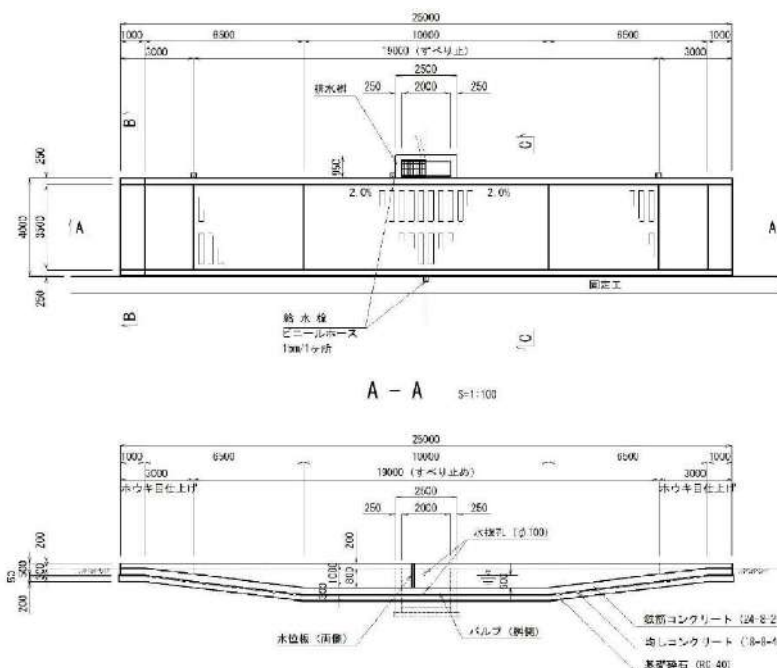


図 1.5.17 洗車設備（例）の構造

10) キャッピング工

新処分場は、現処分場の廃棄物を場内で移設して確保した空間に整備するが、北側及び西側に廃棄物が残置されている範囲については、キャッピングを施工する。

キャッピング工とは、埋立地へ流入する雨水の量を減らし、浸出水量を削減するために、埋立地表面をシート等で覆うものである。雨水の浸透を防ぐとともに、埋立層から発生する土壌ガスの通気を確保する必要があるため、シートは「ガス通気性・雨水防水キャッピングシート」を基本とするが、シートの材料や施工範囲等の詳細は、実施設計において検討する。なお、新処分場上流部の平坦部分は、全面をアスファルト舗装することで雨水の浸透を抑制する計画である。

キャッピング工の施工範囲を図 1.5.18 に、模式図を図 1.5.19 に示す。

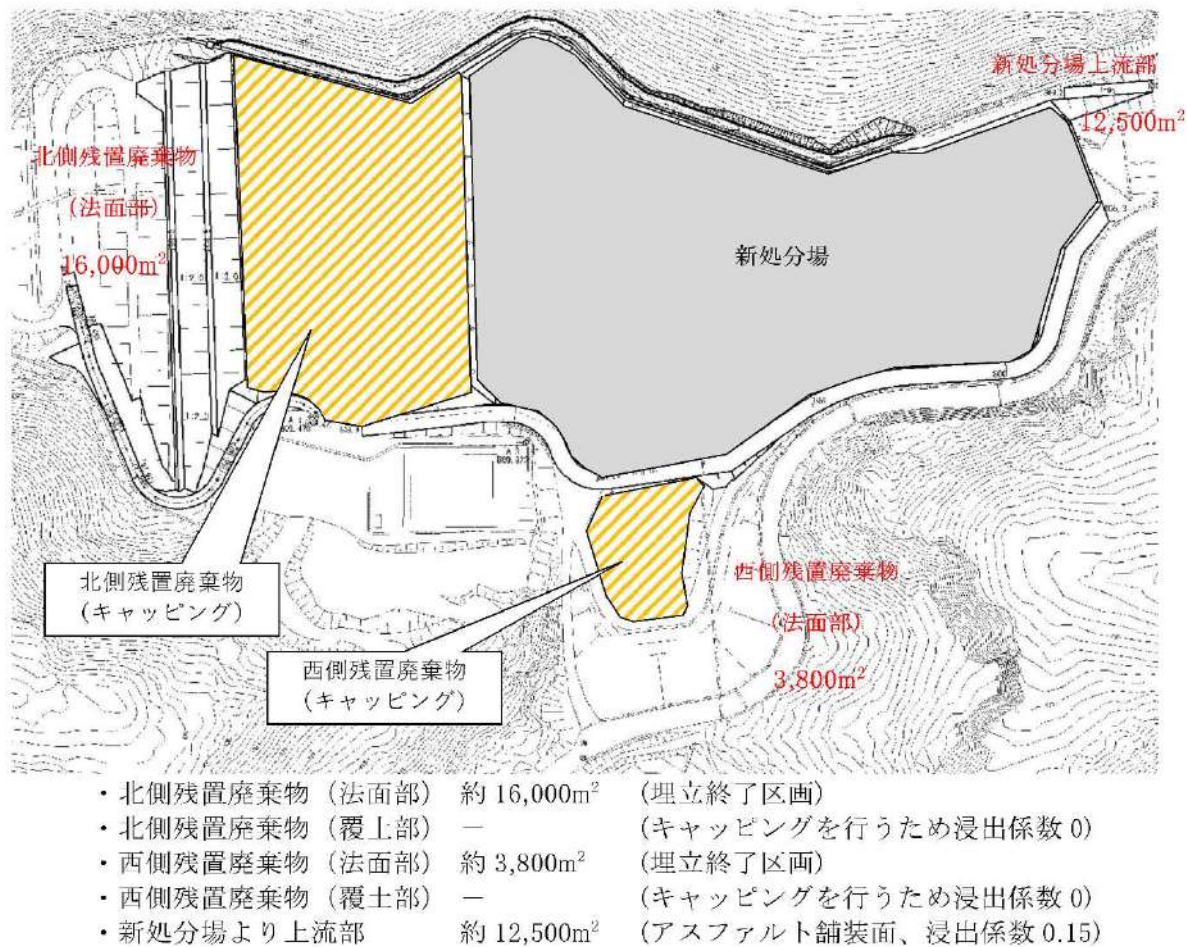


図 1.5.18 キャッピングの施工範囲

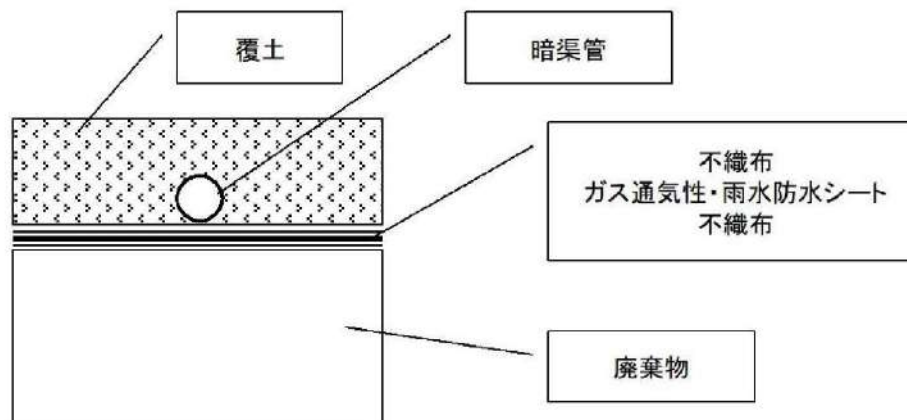


図 1.5.19 キャッピング工の模式図

1 1) 土取場

新処分場の整備にあたっては、埋立地の成形等に土砂が必要になる。当初は、場外からの搬入を想定していた。しかし、対象事業実施区域南側の山田地区にダンプの通行が集中し、大気質、騒音・振動等の影響が想定されたことから、敷地北西側の林地まで敷地を拡張して土取場とするとともに、平坦地を確保する計画とした。

土取場の範囲を図 1.5.20 に示す。

土取場からの採取土量の想定は、 $103,528 \text{ m}^3$ の見込みである。



図 1.5.20 土取場の範囲

1 2) その他場内施設

その他場内施設の整備内容を表 1.5.6 に示す。

管理棟、ストックヤードは現処分場のものを継続使用し、トラックスケールは設備を同等のものに更新する。重機車庫棟は新設する。

飛散防止設備として、新処分場の外周にネットフェンスを設置する。

ネットフェンスの設置位置を図 1.5.21 に、構造を図 1.5.22 に示す。

表 1.5.6 その他場内施設の整備内容

施設	整備内容
管理棟、ストックヤード、防火設備	現処分場のものを継続使用
計量設備	既存設備と同様のトラックスケールに更新（秤量 20t）
飛散防止設備	新処分場外周の必要箇所にネットフェンスを設置
重機車庫棟	埋立管理等に必要な重機の車庫棟を新設する（3 種、3 台分）

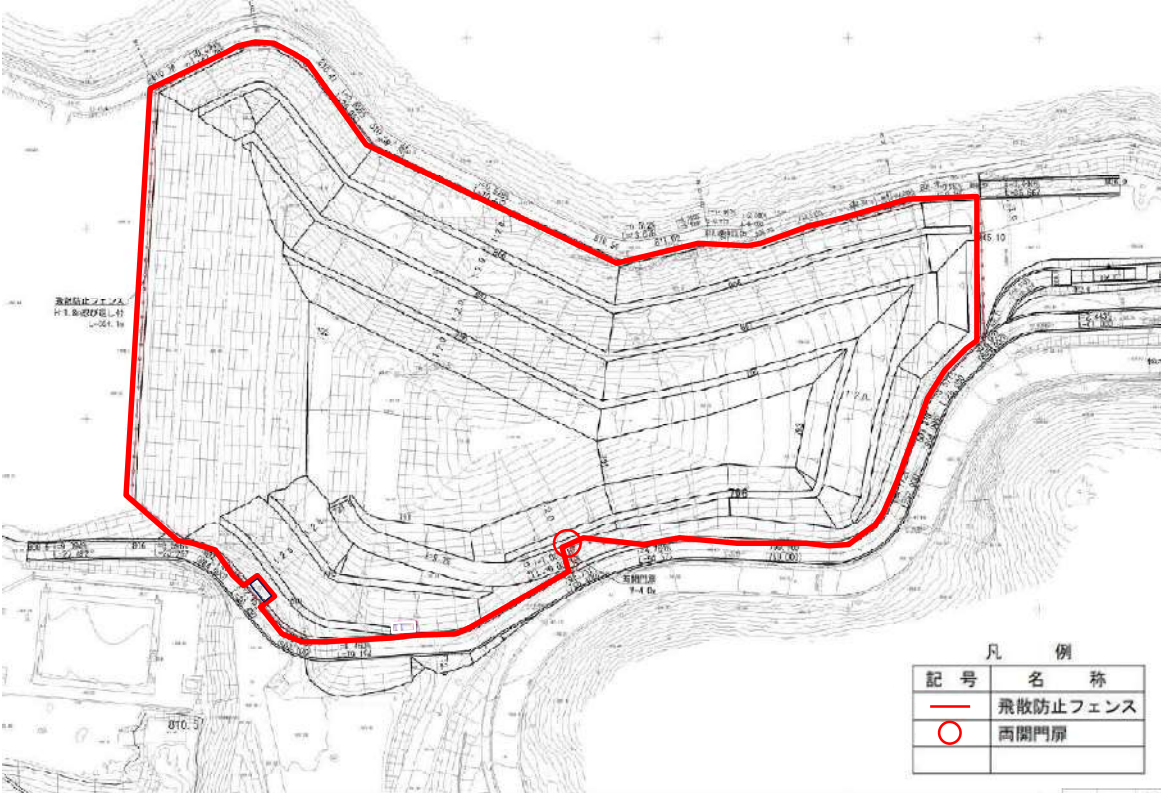


図 1.5.21 ネットフェンスの設置位置

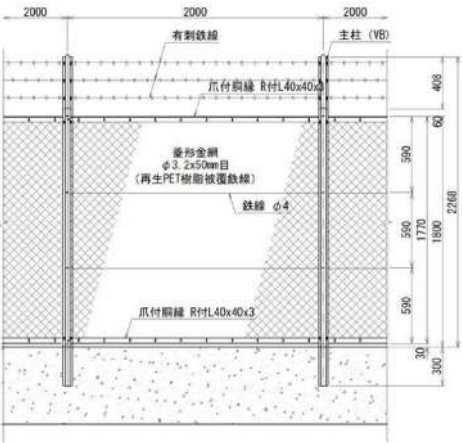


図 1.5.22 ネットフェンスの構造

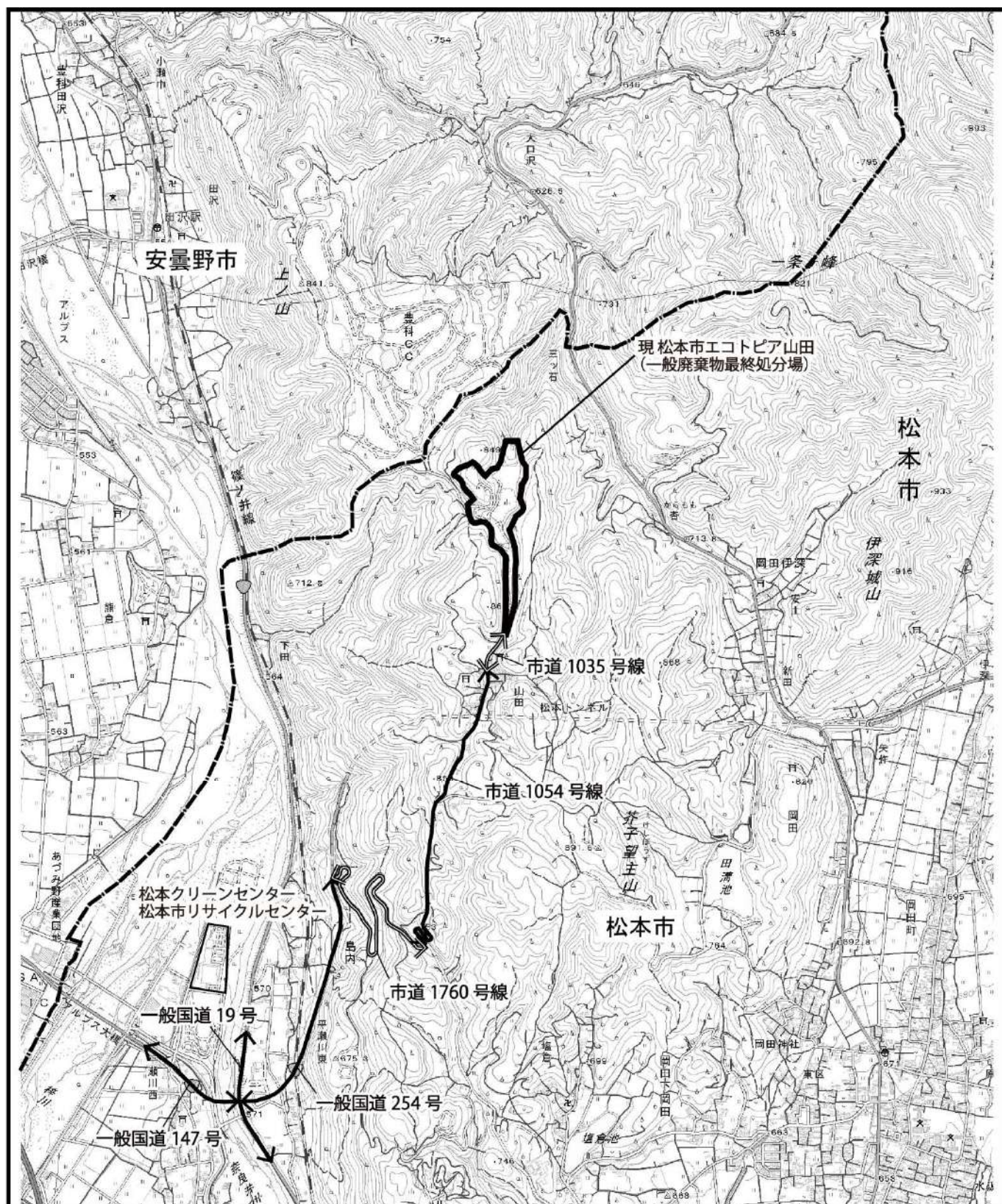
(3) 工事中の通行ルート

工事中の資機材の搬入、廃棄物の搬出及び作業員の通行ルートを図 1.5.23 に示す。

工事中の資機材の搬入及び廃棄物の搬出には大型車両が含まれるため、通行ルートを施設南側からのルートに限定する。

一般国道 19 号の平瀬口の信号から一般国道 254 号、市道 1760 号線を経由し、市道 1054 号線、市道 1035 号線を通して対象事業実施区域に至るルートである。

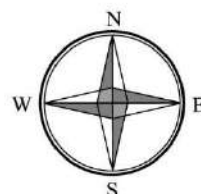
工事中の作業員の通行については、ルートの限定は行わないものの、資機材運搬車両と同じルートを基本とする。



凡 例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 工事中及び供用後の通行ルート
(資機材運搬車両、廃棄物運搬車両)

図1.5.23 工事中及び供用後の通行ルート



Scale 1/25,000
0 500 1,000 1,500m

この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に作成した。

1.5.5 実施予定期間

本事業の実施予定期間は表 1.5.7 に示すとおりである。

現処分場（エコトピア山田）は、平成 20 年度より埋立物の一部を外部委託処分としたが、令和 3 年度からは全部を外部委託処分としており、現処分場廃止に向けた整地及び建築物の解体を行っている。整地作業終了後、令和 5 年度から現処分場廃止に必要な調査を実施しており、最短で令和 7 年度には最終処分場の廃止手続を行い、新処分場の建設に着手する予定である。約 3 年間の工事期間を経て、令和 10 年度に供用を開始する計画である。

表 1.5.7 実施予定期間

施設	年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
現 処 分 場	外部委託処分 （焼却灰、飛灰処理物）	焼却 残渣 の一部	全部							
	埋立作業	●廃棄物の 埋立終了								
	整地									
	現処分場廃止調査、 廃止手続						●廃止手続			
新 処 分 場	生活環境影響調査	配慮書	方法書		現地 調査	調査書				
	基本設計、詳細設計									
	施設建設工事									
	埋立開始									

1.5.6 施工計画

施設整備に係る工事の内容を表 1.5.8 に、施設整備工事の工程を表 1.5.9 に示す。

施設整備は大きく分けて、最終処分場本体工事と浸出水処理施設建設工事に分けられる。

最終処分場本体工事は、準備期間を経て、9 ヶ月程度をかけて土取場の掘削と処分場本体の成形を行い、その後遮水工や浸出水集排水管等の設置を行う。

浸出水処理施設建設工事は、実施設計期間を経て、1 年程度をかけて地下水槽工事を行い、その後建屋の建築工事、プラント設備の据え付け、試運転を行う。

令和 7 年 7 月に着工し、令和 10 年 2 月までの、2 年 8 ヶ月の工事となる予定である。

表 1.5.8 施設整備に係る工事の内容

【最終処分場本体工事】

項 目		工事内容
土木施設建設工事	準備工事	施工計画作成、各種届出、資材調達等
	伐採工事	土取場の伐採用作業道、伐採、枝払い、玉切り、運び出し
本体建設工事	造成工事	土取場の掘削、法面の安定処理、埋立地内の成形、道路の成形、盛土
	遮水工事	法面遮水工、底面遮水工、固定工、漏水検知システムの設置
	浸出水集排水施設工事	集水ピット築造、浸出水集排水管の設置
	その他工事	地下水集排水管、雨水集排水側溝、飛散防止フェンス、舗装

【浸出水処理施設建設工事】

項 目		工事内容
実施設計		実施設計、建築基準法確認申請
建設工事	準備工	施工計画作成、各種届出、資材調達等
	地下水槽工事	掘削、地業（杭工事等を含む）、水槽等躯体、埋戻し、内部仕上げ
	建築工事	鉄骨建方、屋根、外壁、内装、建築設備、外構
	プラント機械設備工事	機器製作、据付、配管
	プラント電気設備工事	盤類製作、据付、配管・配線
	試運転調整	試運転調整

表 1.5.9 施設整備工事の工程

		令和7年度（2025年度）												令和8年度（2026年度）												令和9年度（2027年度）																		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3							
最終処分場本体工事																																												
土木施設建設工事																																												
準備工事																																												
伐採工事																																												
本体建設工事																																												
造成工事									土取場掘削、安定処理、盛土、埋立地成形																																			
遮水工事																					法面遮水工、底面遮水工、固定工、漏洩検知システム																							
浸出水集排水施設工事									集水ピット築造																																	集排水管		
その他工事									地下水集排水管、雨水集排水側溝、飛散防止フェンス、舗装																																			
後片付け																																												
浸出水処理施設建設工事																																												
実施設計																																												
建設工事																																												
準備工																																												
地下水槽工事																	掘削	地盤、躯体			水張、埋戻し						内装																	
建築工事																											建方、屋根外壁		内装、設備				外構											
プラント機械設備工事																													据付、配管															
プラント電気設備工事																																据付、配線												
試運転調整																																												

1.5.7 供用の計画（施設運営計画等）

（１）施設運営計画

施設運営計画を表 1.5.10 に示す。

現処分場では、かつて市の廃棄物搬入車両のほかに、一般廃棄物収集運搬許可業者と一般の搬入者の受け入れを行っていた。また、受入れた埋立ごみは破碎、減容化処理後に埋立作業を行っていた。

新処分場では、市と一般廃棄物収集運搬許可業者の受け入れを行う。また、破碎、減容化処理は外部委託により行い、埋立作業のみ行う予定である。

重機等を運転しての埋立作業は松本市が行う。

表 1.5.10 供用の計画

項 目	内 容	備 考
運営主体	松本市	
廃棄物の搬入時間	8 時 30 分～12 時 13 時～16 時 30 分	市と一般廃棄物収集運搬許可業者の受入
埋立作業時間	9 時～12 時 13 時～17 時	受入後に即日覆土 短時間で終了
運転時間	24 時間	浸出水処理施設

（２）供用後の通行ルート

施設供用後の廃棄物運搬車両の通行ルートを図 1.5.23（前出、P1-25）に示す。

廃棄物の搬入には大型車両を用いるため、通行ルートは施設南側からのルートを基本とする。

当該ルートは、一般国道 19 号の平瀬口の信号から対象事業実施区域に至るルートである。

なお、運営に係る職員の通行ルートについては、対象事業実施区域に至るいずれのルートも通行する可能性があるが、小型車両が日数台である。

運営に係る職員の通行ルートについては、小型車両が日数台であるため、限定しない。

1.5.8 災害防止の計画

（１）既存施設

現処分場の北側にある貯留堰堤及び埋立地法面は、新処分場の建設後もそのまま残す。

貯留堰堤及び埋立地法面は、糸魚川－静岡構造線の断層の地震時にも倒壊、崩壊しないことが耐震性能に係る調査や安定計算により確認されており、地震時の新処分場の安定にも、寄与することが期待される。

（２）新処分場

安定勾配を考慮して、新処分場の盛土法面は 1:2.0 とし、土取場の切土法面は、地質（軟岩Ⅰ）を考慮して 1:1.2 とする。その他の切土法面は盛土材料に応じた勾配で造成する。また、法面に植生等の保護工を施して法面の崩壊、土砂流出等を防止する。

1.5.9 事業実施後の土地利用の予定

未定である。

1.5.10 環境保全方針

（１）施設整備の基本方針

1) 新基準に基づく雨水浸透水の集排水

新基準（構造基準）に適合した、埋立地全面に表面遮水工を備えた施設とする。

2) 現処分場の敷地内での施設整備

新処分場の整備は、現処分場の敷地内で行う。ただし、新処分場整備に必要となる土砂については、二酸化炭素排出量の削減及び搬入車両の走行による道路交通騒音及び道路交通振動の低減の観点から現処分場近接地に土取場を設け、調達する。

3) 周辺集落への環境影響の最小化

整備事業による周辺集落への環境影響を有効な環境保全措置の確実な実施により最小化するとともに、施設供用後も周辺集落への環境影響を最小化するよう努める。また、騒音、悪臭等の苦情が発生した場合には、速やかに原因究明を行うとともに、必要な対策を検討し、可能な限りにおいて対策を講じる。

(2) 運営に係る基本方針

1) 環境に配慮した適切な埋立、管理

現処分場では、環境に配慮した適切な埋立、監視を実施している。

新処分場でも同等の水準で管理を実施する。

【埋立場内での指導】

- ・廃棄物搬入車等の場外退出時のタイヤに付着した泥等の洗浄指示
- ・搬入先での廃棄物の搬入チェックの実施

【埋立作業上】

- ・荷下ろしの際には強風時を避け、荷台からの落下高が高くないよう飛散防止に努める
- ・搬入した廃棄物の速やかな敷均しと十分な転圧の実施
- ・即日覆土し、転圧、締固めを十分に実施する

【全体管理】

- ・焼却灰の運搬時、焼却灰の飛散を防止するため、ダンプトラックの荷台の天蓋を必ず閉める
- ・山田町会内の通行時には安全運転、騒音、振動が発生しないような静かな運転を心がける
- ・悪臭等の苦情が発生した場合には、速やかに原因究明を行うとともに、必要な対策を検討し、可能な限りにおいて対策を講じる

2) 環境モニタリングによる継続監視

現処分場では、環境管理として処分場周辺のダイオキシン類検査、臭気測定をはじめ、処分場の水質検査等を実施している。新処分場でも同等の水準での環境管理を継続する。また、エコトピア山田環境保全協議会、インターネット、施設内での閲覧により、管理記録などの情報公開を行う。

- ・浸出液処理施設排水（下水道放流水）検査
- ・周縁地地下水検査
- ・敷地境界臭気の測定
- ・ダイオキシン類検査

3) 環境学習、見学への対応

地域住民、教育機関、自治体等の施設見学の受け入れを行う。